

第567回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料 No. 1	第57期 広島地方最低賃金審議会委員名簿	P. 1
資料 No. 2	令和7年9月16日 県最賃官報公示	P. 2
資料 No. 3	特定(産業別)最低賃金専門部会における審議状況及び結果	P. 3
資料 No. 4	特定最低賃金専門部会委員名簿	
4-1	広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	P. 4
4-2	広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	P. 5
4-3	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	P. 6
資料 No. 5	各特定最低賃金専門部会議事要旨	
5-1	広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	P. 7
5-2	広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	P. 10
5-3	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金	P. 15
資料 No. 6	各特定最低賃金専門部会長報告(写)	
6-1	広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金	P. 19
6-2	広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	P. 21
資料 No. 7	広島県最低賃金の改正決定について(答申)(写)	P. 23
資料 No. 8	各種支援策関係資料	
8-1	令和7年度業務改善助成金のご案内	P. 26
8-2	最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ	P. 30
8-3	適正な価格転嫁の実現に向けた取組	P. 34
8-4	年収の壁・支援強化パッケージ	P. 48
8-5	令和7年度地域別最低賃金答申状況(厚生労働省プレスリリース)	P. 50

第57期 広島地方最低賃金審議会 委員名簿

広島労働局
令和7年5月1日現在

区分	氏名	現職
公益代表	岡田 行正	広島修道大学 教授
	酒井 朋子	税理士
	中原 良子	弁護士
	三井 正信	安田女子大学 教授
	村上 恵子	県立広島大学 教授
労働者代表	佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	角 直樹	電機連合広島地域協議会事務局長
	橋本 聡	日本労働組合総連合会広島県連合会 副事務局長
	林 秀彦	JAM山陽広島県連絡会 事務局長
	藤村 直樹	自動車総連広島地方協議会 幹事
使用者代表	池久保 典也	株式会社 池久保電工社 代表取締役社長
	木村 康宏	広島県経営者協会 専務理事
	蔵田 秀和	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事
	光村 暢純	ミツヤ工業株式会社 代表取締役社長

令和7年度特定（産業別）最低賃金専門部会における審議状況及び結果

特定最賃名 前年度最賃額 引上げ額 引上げ率		開催日	出席委員 (人)	引上げ額 最低賃金額 引上げ率
1	広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業その他の鉄鋼業最低賃金 1,114円 + 50円 4.70%	① 10月15日	9	+ 65円
		② 10月17日	8	1,179円
				5.83%
2	広島県電子部品、デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 1,045円 + 50円 5.03%	① 10月7日	8	+ 65円
		② 10月14日	7	1,110円
		③ 10月23日	7	6.22%
3	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金 1,048円 + 50円 5.01%	① 10月6日	8	
		② 10月16日	7	

※令和7年10月27日時点での状況です。

令和7年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県製鉄業、鋼材、鋁鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金)

広島労働局

令和7年9月25日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表	おかだ ゆきまさ 岡田 行正	広島修道大学 教授
	のきた はるこ 野北 晴子	広島経済大学 教授
	はしむら まさや 橋村 政哉	広島国際大学 講師
労働者代表	かまだ こうき 鎌田 幸揮	JFEスチール福山労働組合 書記長
	さざき よしひろ 佐崎 吉宏	日本基幹産業労働組合連合会広島県本部 事務局長
	ひがし ひろみち 東 博道	淀川製鋼所呉労働組合 執行委員長
使用者代表	おおつ まさあき 大津 雅明	大和重工株式会社 常務取締役
	くりもと なるき 栗本 成揮	JFEスチール株式会社西日本製鉄所 福山労働人事室長
	はせがわ のぶお 長谷川 信男	広島県商工会連合会 専務理事

[注] 1. 斜体文字は 本審委員 2. 各側五十音順

令和7年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金)

広島労働局

令和7年9月25日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表	<i>さかい</i> <i>ともこ</i> 酒井 朋子	税理士
	<i>ひらた</i> <i>かおり</i> 平田 かおり	弁護士
	<i>みかみ</i> <i>しょうへい</i> 三上 翔平	弁護士
労働者代表	<i>すみ</i> <i>なおき</i> 角 直樹	電機連合広島地域協議会 事務局長
	<i>とくもと</i> 徳本 博志	中国電力労働組合 広島統括本部 副本部長
	<i>ながやす</i> <i>こうじ</i> 長安 幸司	三菱電機労働組合福山支部 支部執行委員長
使用者代表	<i>いけくぼ</i> <i>のりや</i> 池久保 典也	株式会社池久保電工社 代表取締役社長
	<i>きむら</i> <i>やすひろ</i> 木村 康宏	広島県経営者協会 専務理事
	<i>まえだ</i> <i>けいたろう</i> 前田 啓太郎	オオアサ電子株式会社 代表取締役社長

[注] 1. 斜体文字は 本審委員 2. 各側五十音順

令和7年度

広島地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会 委員名簿

(広島県自動車・同附属品製造業最低賃金)

広島労働局

令和7年9月25日任命

区分	氏 名	現 職
公益代表	むらかみ けいこ 村上 恵子	県立広島大学 教授
	もり あきと 森 亮人	弁護士
	やまさき あつとし 山崎 敦俊	広島修道大学 教授
労働者代表	いのうえ あきら 井上 晃	全国マツダ労働組合連合会事務局次長
	かのう たかのり 狩野 孝徳	マツダ労働組合 書記長
	ふじむら なおき 藤村 直樹	全国マツダ労働組合連合会 副会長
使用者代表	おりはし ひろあき 渡橋 弘章	マツダ株式会社 戦略人事部部長
	くらた ひでかず 蔵田 秀和	広島県中小企業団体中央会 専務理事
	くわばら たつと 桑原 立人	東友会協同組合 専務理事

[注] 1. 斜体文字は 本審委員 2. 各側五十音順

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業
その他の鉄鋼業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和7年10月15日（水）8時51分～10時29分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に岡田委員、部会長代理に野北委員が選出された。			
2 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について 部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し、最低賃金の改正についての意見表明が求められた。 労働者代表委員からは「今年度の春闘の取組において、中小企業が大手企業より高い引上げとなった。一方で、未組織労働者や協力会社の労働者との賃金格差が広がっていることから、最低賃金の押上げで、賃金全体の底上げを図る必要がある。鉄鋼業においては粗鋼生産量が年々減少し、二次加工を行う企業でも原材料高騰への対応や北米向け輸出の他国への振替えなど行っている。直面する課題としては、人手不足により技能継承ができていない。関連企業においては採用募集に満たない、3K 職場、三交代制勤務などで、より人材確保の困難度が増し、県内で高卒採用を確保することが困難になりつつある。他県、あるいは他産業に比べ、広島の鉄鋼業の魅力を高める必要がある。」との意見が表明された。 使用者代表委員からは「特定最低賃金は、地域別最低賃金に屋上屋を架すものであり、必要性がないと一貫して主張している。県最賃の大幅な引上げは中小企業等の経営に大きく影響するが、賃金引上げ原資となる価格の転嫁率は50%程度、中国地方では39%と大変厳しく、過度な賃上げは企業の存続に関わる。倒産件数も増加しているが、その7割が1億円未満の負債で（中小企業等を中心に）倒産している。また、粗鋼生産量は徐々に減少しており、この状況は恒久的なものとしている。米国の関税問題がもたらす先行きの不透明感、減益、減収につながり、経営体制のスリム化や稼ぐ力の増強が必須となっている。また、铸件業関係では、価格転嫁は 50%認めてもらえればよしとしなければならない、設備投資や労務費高騰の部分は全く見てもらえない、取引先に強く言い過ぎると海外調達に切り替えられ、単価が上がっても生産量全体では減り、損益分岐点をすぐ下回ってしまうなど厳しい状況で、雇用調整助成金の利用も増加している。採用面では、（広島の鉄鋼業が）他県から人材を惹きつけることができているのかはわからないが、転出の理由は、賃金のみでなく、プライベートの充実や介護などさまざまである。賃金の改善や広報活動も行っているが、職場環境を改善する面に費用を投じる重要性が高まっていると感じている。」との意見が表明された。			

その後、労働者代表委員から「昨年の鉄鋼業最低賃金と広島県最低賃金との対比率（109％）の維持を念頭に、69 円引上げ、1,183 円を提示する。」と金額提示がなされたが、使用者代表委員からは、本日の金額提示はなされなかった。

さらに、労使が別室で協議を行ったものの新たな金額提示はなく、このまま審議を続けても進展は見込まれないことから、次回に審議を持ち越すこととなった。

3 その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第2回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金専門部会

日 時 10月17日（金）15時00分～

会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室

主な議題 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業
その他の鉄鋼業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和7年10月17日（金）14時53分～16時18分		
開始場所	広島合同庁舎号2館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 2 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について 事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は使用者代表委員及び労働者代表委員それぞれに対して金額提示を求めた。 使用者代表委員は、「未組織労働者と組織労働者の賃金格差拡大について考える余地がある。連合広島の春季賃金引上げにおける300人未満が中小の妥結状況と考え、その引上げ率4.79%を鉄鋼業の最低賃金額に乗じた53円を提示したい。」との金額提示があった。 労働者代表委員は、「使用者側の金額提示を受け、金額差があることから歩み寄りの金額提示をしたい。一昨日の意見表明の際、基幹労連の299人以下の賃上げ率が6.14%と述べたが、できれば6%にこだわりたいと思い、これを根拠にプラスの67円、1,181円を提示したい。」との金額提示があった。 その後、公益代表委員が労使各側代表委員と個別に協議を重ねたものの、合意に至らなかったことから、公益代表委員より、現行の特定最低賃金額1,114円を65円引き上げて、1,179円とする公益案が提示され、採決の結果全会一致で公益案どおり結審となった。 上記の結果は、10月29日に開催予定の第567回広島地方最低賃金審議会にて報告を行うことが了承された。 2 その他 今後の審議会の開催予定。 第567回広島地方最低賃金審議会 日 時 10月29日（水）10時～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室			

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和7年10月7日（火）12時54分～13時49分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 3 人 出席 2 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県電子部品等製造業最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に酒井委員、部会長代理に平田委員が選出された。			
2 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金の改正決定について 部会長から労働者代表委員及び使用者代表委員に対し、電子部品等製造業最低賃金の改正について、意見表明が求められた。 労働者代表委員からは、「電機産業は大手から中小まですそ野が広い構造で、他産業と比べて賃金格差も大きいので、本特定最賃は労働者のセーフティーネットとしての役割が大きい。近年の審議においては、広島県のお他産業に比べて引上額が優位にあり、長年の課題である他産業との格差是正につながっている。また、当産業は、社会のデジタル化、脱炭素社会実現への貢献や、少子高齢化により人材不足が深刻化する中、DX や AI といった新技術を活用したサービスの提供など、寄せられる期待は大きい。よって、本特定最低賃金を相応しい水準に引上げることが重要である。さらに、足下の生産動向については、日本銀行広島支店の「金融経済月報」では「電気機械は増加している」と他産業に比べ唯一高い評価を受けており、広島県商工労働局発表の「広島県経済の動向」では、電気機械が唯一鉱業生産指数100を超え、他産業と比較して極めてウェイトが高いと言える。」との意見が表明された。 使用者代表委員からは、「これまでも地域別最低賃金の上にある特定最低賃金は必要ないのではないかと主張している。中小企業は価格転嫁ができていない。それができない限り中小企業の賃上げは非常に厳しい状態にある。」との意見が表明された。 その後、労働者側から「広島県最低賃金の引上げ率6.4%を当業種の特定最低賃金額1,045円に乗じると1,112円となる。それに基幹産業の優位性を鑑みた1円をプラスし1,113円、引上げ額68円を提示する。」との金額提示がなされ、「電機産業の足下の状況を踏まえ、労使のイニシアティブを発揮して議論したい。」との発言がなされた。 使用者側からの金額提示はなく、このまま審議を続けても進展が見込まれないことから次回に審議を持ち越すこととなった。			
3 その他			

今後の審議会の日程調整が行われた。

第2回 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

日時 10月14日（火）午前9時00分～

会場 合同庁舎3号館1階15号会議室

主な議題 広島県電子部品等製造業最低賃金の改正決定について

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和7年10月14日（火）8時57分～10時10分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 3 人 出席 2 人 出席 2 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について 事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行った。部会長は、前回労働者代表委員から68円アップ、1,113円の金額提示があったものの、使用者代表委員からは金額提示がなされていないことから、使用者代表委員に金額提示を求めた。 使用者代表委員は、「国内の当業界における生産企業は、価格競争力がなく海外勢に押されており、仕事そのものがない状況にある。労務費率が高く、価格転嫁もできない状況で、県最賃と同様のアップ額となると、その影響は非常に大きく厳しい。最低賃金については、中小・零細企業に重きを置いて考えるべきであり、賃上げの必要性は理解するが、引上げのスピードが速すぎる。もう少し引上げのスピードを鈍化させた方が、郡部などの雇用維持に繋がると考える。これまでどおり、引上げ額は中小企業をベースに考えないと厳しいという考え方を踏襲して、経団連春闘資料における企業規模500人未満の引上率4.35%を用い、45円アップの1,090円を提示したい。」との金額提示があった。 使用者代表委員の金額提示に対して、労働者代表委員から「使用者代表委員の提示した引上げ額は重く受け止めたい。しかしながら、賃上げ機運、好況感、賃上げに対する期待感を踏まえ、昨年を上回る引上げにこだわりたい。近隣県は明らかに広島県を意識した引上げを行っており、このままでは外国人労働者の流出が起こることも危惧される。」との意見がなされた。 その後、労使委員が別室で二者協議を行った後、公益委員も加えた三者での全体協議の場で、労働者代表委員から「本年度の広島県最低賃金の引上率6.4%を本件最低賃金額1,045円に乗じた67円アップの1,112円で歩み寄りたい。」として、2度目の金額提示が行われた。 未だ双方が提示した金額に隔たりが大きく、公益案の提示は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。			
2 その他 今後の審議会の日程調整が行われた。 第3回 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 日 時 10月23日（木）14時～ 会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室 主な議題 広島県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について			

広島地方最低賃金審議会
第3回 広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和7年10月23日（木）13時57分～15時49分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2 人 出席 3 人 出席 2 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県電気機械器具製造業最低賃金の改正決定について 事務局から、前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他産業の結審状況について説明を行った。 その後、部会長は前回専門部会での労働者代表委員の提示額67円と使用者代表委員の提示額45円を踏まえ、再び双方に金額提示を求めた。 使用者代表委員は、前回まで出席できなかった業界選出委員からの現状説明を入れることを求め、部会長はこれを了承した。 当該使用者代表委員からは「国内の電子デバイス事業の縮小に伴い、日本企業が海外で製造した製品を含めて海外からの輸入が増加し、国内生産量はかなり減少している。価格競争が厳しいため、賃金を上げる以前に（この分野の）仕事が減少している状況を考慮していただきたい。60人規模の会社では、40円の賃金引上げでも、年間で500万円の支出増となる。このまま最低賃金の大幅引上げが続けば、雇用の縮小や廃業も視野に入れざるを得ないこととなり、雇用の維持が困難となる。労使の（主張の）差が埋まらないのはある意味当然で、労側は平均値を念頭におき、我々は中小企業を念頭においているからではないか。」との意見表明がなされた。 労働者代表委員は「電機業界全体が縮小しているという認識はなく、その根拠もないと思われる。個々の企業の状況はあると思うが、（専門部会）三者の代表が集まってイニシアティブを発揮する場であり、業界全体の業況で判断していただきたい。また、社会的責任をもって対応願いたい。電気機械器具の近隣他県の結審状況をみると、軒並み昨年水準を超えており、Cランク、そしてBランクの一部地域では7%を超える引上げもあることが読み取れ、賃上げの効果は波及しており、このまま持続的な賃上げの気運を高めた。」との意見表明がなされた。 労使双方とも前回の提示金額に変更がなかったことから、その後、公益代表委員が労使			

各代表委員と二者協議を重ねた結果、現行の特定最低賃金額 1,045 円を 65 円引き上げて 1,110 円とする公益案が提示され、採決の結果、公益代表委員および労働者代表委員全員賛成、使用者代表委員全員反対で、公益案どおり結審した。

10 月 29 日に開催予定の第 567 回本審で部会長報告を行うことが了承された。

2 その他

今後の審議会の開催予定

第 567 回広島地方最低賃金審議会

日 時 10 月 29 日（水）10 時～

会 場 合同庁舎 3 号館 1 階 15 号会議室

広島地方最低賃金審議会
第1回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和7年10月6日（月） 8時56分～9時50分		
開始場所	広島合同庁舎3号館1階15号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 部会長及び部会長代理の選出について 2 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 3 その他		
議 事 要 旨			
1 部会長及び部会長代理の選出について 部会長に村上委員、部会長代理に森委員が選出された。			
2 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について 部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に対し最低賃金の改正について、意見表明を求めた。 労働者代表委員からは、「広島県の自動車産業の現状、課題を公労使で正しく認識した上で金額審議に入りたい。自動車産業の持続的な発展のためには、産業の魅力向上や人材確保などの継続的な取組が不可欠である。広島県における人材流出問題は、昨年まで4年連続全国最多を記録しており、特に、若年層が全体の8割を占めている。急激に進む少子高齢化による労働力人口の減少に対して、魅力ある自動車産業を作るためには、労使が一体となって問題を解決していくことが必要である。自動車産業が生み出す付加価値、仕事の質、内容にふさわしい水準の特定最低賃金を確立していかなければならない。地域別最低賃金と同水準では人材の確保もままならず、将来における自動車産業の競争力を失いかねない。」との意見表明があった。 使用者代表委員からは、「本年度の広島県最低賃金の改定は65円、6.4%の引上げであり、中央最低賃金審議会の目安額を超える過去最大の引上げとなった。私どもは一貫して中央最低賃金審議会目安小委員会が示した目安額63円ですら、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の経営実態を全く理解していない大変厳しい額であると主張してきた中で、広島県最低賃金額は三要素の生計費のみに重点が置かれ、バランスを欠いた引上げ額となり適正とは認められないものと認識している。中小企業等が賃上げ原資を十分確保するためには、すそ野の中小企業等を含め、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁実現が不可欠であるが、経済産業省の本年3月の価格促進月間におけるフォローアップ調査結果では、コスト全体の価格転嫁率はいまだ52.4%、半分程度に過ぎないものとなっている。また、帝国データバンクの本年7月の価格転嫁に対する実態調査における価格転嫁率は、国も調査よりもさらに10%以上低く、全国が39.4%と2022年12月の調査開始以来最低となり、中国地方の転嫁率は全国			

を下回る 38.2%で、価格転嫁は進んでいない、むしろ後退しているという結果となっている。サプライチェーンの取引段階における価格転嫁の状況については、先ほどのフォローアップ調査では、一次請け企業の価格転嫁率は 53.6%であるが、4次請け以上の企業の価格転嫁率は 40.2%、4割程度となっている。また、4次請け以上の階層では、全額転嫁できた企業の割合は 15.1%に留まり、逆に全く転嫁できなかった、あるいは減額された企業は 29.1%、3割近くとなるなど、4次請け以上の深い階層になるほど価格転嫁が進んでいないことも明らかとなっている。多くの中小企業等は依然として価格転嫁に苦戦し、経営体力の弱いサプライチェーンのすそ野の中小企業等ほど、その負担を自社で吸収し続けている厳しい現状を踏まえた審議が求められると認識している。また、広島県の自動車業界の問題は、全体の生産ボリュームが下がっていることが一番大きい。中小企業等は自動車の生産量に応じて仕事を請けるから、利益、売上が生産ボリュームに大きく左右される構造となっている。もう一点は、価格設定の自由度が少ないという問題がある。下請企業が協力して競争力を高めないと、最終的な広島県の自動車業界の稼ぐ力、競争力にも結び付いてこないため、各企業とも努力しているが、広島県最低賃金の上げが大きいことから中小企業等がどうついて行くのか、非常に苦慮している。」との意見表明があった。

その後、価格転嫁に関する労使の発言が続いたが、労使双方とも金額提示はなされなかったことから、次回に審議を持ち越すこととなった。

3 その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第2回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

日 時 10月16日(木) 9時00分～

会 場 合同庁舎2号館6階7号会議室

主な議題 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について

広島地方最低賃金審議会
第2回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和7年10月16日（木）9時00分～10時21分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2 人 出席 3 人 出席 2 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県自動車製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県自動車製造業最低賃金の改正決定について 事務局から前回専門部会の審議経過と、現時点での他府県、県内他業種の結審状況について説明を行った後、労働者代表委員から資料を用い、「全国的にも、広島県でも人口は減少傾向にあり、今後も減少が続くと予測されている。外国人労働者については、現時点では、2027年から始まる外国人育成就労制度に自動車部品製造が入っていないため、約1,000人の人材減につながり、企業によっては生産ラインが成り立たなくなることも予想されている。価格転嫁については、全国マツダ労連では、組織内国会議員を通じて政治あるいは関係省庁に環境整備要請を行うとともに、関係者との意見交換、情報提供、研修会等を実施している。」旨の説明が行われた。 その後、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、改正金額の提示を求めた。 労働者代表委員からは、「地賃との差が縮まっている。高いレベルの技術を要する製品を生産することを求められる業種であり、地賃並みの引上げは最低限必要と考えるので、68円、6.5%プラスの1,116円を提示したい。」と金額提示がなされた。 使用者代表委員からは、「専門部会共通資料ナンバー15の『春季賃金引上げ妥結状況（令和7年）』の連合広島300人未満の引上げ率4.79%に現行の最低賃金額1,048円を乗じた50円、1,098円を提示する。根拠とした引上げ率は、昨年度の第3回専門部会で、使用者側の2回目、かつ最終となる提示でも使ったものである。審議を円滑に進めるため、使用者側としては自ら提案できる最も高い引上げ率を採用し提示したので、この額が最終提示と考えていることを付け加える。」と金額提示がなされた。 その後、使用者代表委員から、労働者代表委員が提示した引上げ率6.5%の根拠を尋ねたところ、労働者代表委員は、「当業種は地域別最低賃金との差が徐々に縮まっている。自動車製造業と他産業との差別化を図るためには、最低限、今回の地域別最低賃金の引上げ額と同程度は必要と考えた。引上げ率6.5%は引上げ額から算出したものである。」との回答があった。 労使双方からの金額提示を受けたものの金額差があることから、公益代表委員は労使による二者			

協議を提案した。二者協議の手法等について意見交換が行われた後、労使による二者協議が行われた。その後、専門部会が再開し、部会長が改めて金額提示を求めたが双方とも変更はなかった。未だ双方の意見の隔たりが大きく公益案を出す状況とは考えられず、これ以上の進展も難しいことから、次回に審議を持ち越すこととなった。

2 その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第3回 広島県自動車製造業最低賃金専門部会

日 時 10月28日（火）午前9時00分～

会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室

主な議題 広島県自動車製造業最低賃金の改正決定について

(写)

令和7年10月17日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田行正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、
その他の鉄鋼業最低賃金専門部会

部会長 岡田行正

広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月4日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸铁製造業、その他の鉄鋼業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

岡田行正

部会長代理

野北晴子

橋村政哉

労働者代表委員

鎌田幸輝

佐崎吉宏

東博道

使用者代表委員

大津雅明

栗本成揮

長谷川信男

広島県製鉄業、鋼材、銑鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が高炉による製鉄業、製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）、銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く）、可鍛鋳鉄製造業又はその他の鉄鋼業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１） 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２） 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの
- （３） 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 1 7 9 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和 7 年 12 月 31 日

(写)

令和7年10月23日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械
器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 酒井 朋子

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年9月4日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

酒井 朋子

部会長代理

平田 かおり

三上 翔平

労働者代表委員

角 直樹

徳本 博志

長安 幸司

使用者代表委員

池久保 典也

木村 康宏

前田 啓太郎

広島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業（医療用計測器製造業を除く。以下同じ。）、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所、電子部品・デバイス・電子回路製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業、電子応用装置製造業、電気計測器製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、映像・音響機械器具製造業又は電子部品・デバイス・電子回路製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う巻線、かえり取り、鋳ばり取り、かしめ、組線、取付け又は小物部品の包装若しくは箱入れの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,110円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月31日



令和 7 年 8 月 18 日

広島労働局長

小沼 宏治 殿

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正

広島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和 7 年 7 月 15 日付け広労発基 0715 第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、目安額を参考に、賃金上昇率、消費者物価指数等を基に、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

審議において、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことが再確認された。こうした状況の中、本年度の広島県最低賃金の改正が、県内の中小企業・小規模事業者に与える影響は例年よりも大きく、最低賃金引上げの環境整備を図ることが必要であるとの共通認識の下、次の事項について、積極的に取り組むことを強く要望する。

- 1 影響率が高止まりしている中、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備については、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、他省庁、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図り、一層の周知の徹底に努めることを要望する。

また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針 2025」で閣議決定された「中央最低賃金の目安を超える最低賃金の引上げが行われた場合の重点的な支援」に期待する。

- 2 価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化、とりわけ、価格転嫁率の目標

値を定める等、成果が可視化できるような取組を要望する。

- 3 最低賃金引上げにより、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」による労働時間の調整を行うこと等による人手不足の発生、年収の伸びが少なくなる等の問題もあることから、「年収の壁」対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援の施策を要望する。
- 4 発効日については、地方に委ねることなく、法律の中立性、斉一性を踏まえ、中央において、責任をもって結論を導き出すよう要望する。

別紙

広島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
広島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1 時間 1,085 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和 7 年 11 月 1 日

令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金
の引き上げ計画



設備投資等の計画
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

計画の承認
と実施

業務改善助成金を支給
（最大600万円）

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



別々に
申請

➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

<例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



A：引き上げ人数としてカウント
 B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているCのみ対象。
 D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	- POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 - リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が980円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,070円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(= 600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）



対象！

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を実施

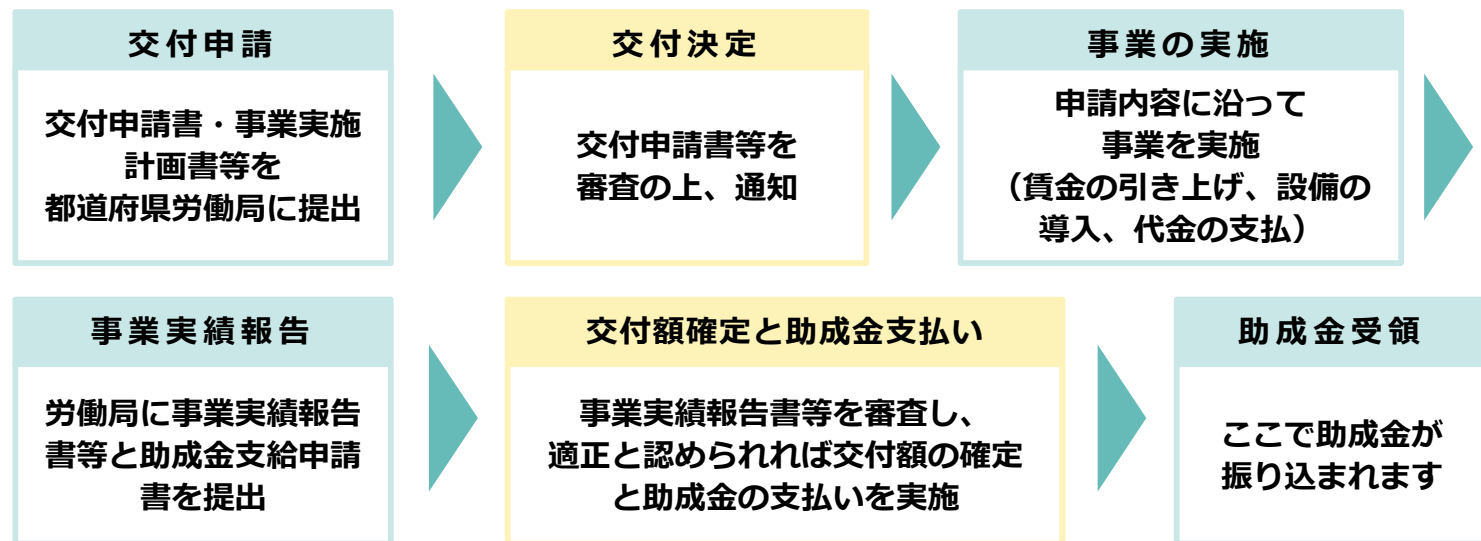


対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業場の申請は年度内1回までです。**

令和6年度からの主な変更点

- ・ 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
- ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- ・ 事業完了期限が、2026（令和8）年1月31日※になりました。

※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026（令和8）年3月31日とできる場合があります。

参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、
申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、
サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取
組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

最低賃金引き上げを受けて賃上げに取り組む皆様へ

厚生労働省、中小企業庁では、

最低賃金引き上げに伴う 支援・後押しを強化しています

助成金と補助金を組み合わせてご利用いただくことも可能です

賃金引き上げに向けて、是非ご利用ください

※同一の補助対象(設備等)に対する重複利用は不可

業務改善助成金

事業場内で最も低い時間給を一定額以上引き上げ、生産性向上等に資する設備投資等を行った場合に、設備投資等にかかった費用の一部が助成されます。

キャリアアップ助成金

賃金規定等を改定し、非正規雇用労働者の基本給を3%以上賃上げする場合に、キャリアアップ助成金の「賃金規定等改定コース」が利用できます。

※最低賃金の改定に伴う賃金規定等の改定をした場合も対象になります。

IT導入補助金、ものづくり補助金、 省力化投資補助金(一般型)

最低賃金近傍で働く雇用者を多く抱える事業者の皆様には、補助率を2/3に引き上げ、優先的に採択します。

※一定の賃上げを実施した事業者の皆様も優先的に採択します。

詳しくは次のページで

本紙は最低賃金引き上げの影響を受けた事業者様向けに厚生労働省の支援策と経済産業省・中小企業庁の補助事業、賃上げを後押しするその他施策をご紹介します。具体的な情報についてはホームページ等でご確認ください。

業務改善助成金

事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

拡充!

- 対象事業場を、事業場内最低賃金額が「改定後の地域別最低賃金未満まで」に拡充
- 最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを完了していれば、賃金引上げ計画の事前提出は不要

<補助上限> 30万円～600万円 <助成率> 3/4 ～ 4/5

<助成対象経費の例> 機器・設備の導入: POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
経営コンサルティング: 国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他: 顧客管理情報のシステム化

詳しくはこちら



申請先 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

問合せ先 業務改善助成金コールセンター: 0120-366-440(受付時間 平日 9:00～17:00)

キャリアアップ助成金

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

<対象となる方>

雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ計画」を作成し、その計画に基づき、右の①～⑦までのいずれかを実施した事業主。

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ①正社員化コース | ④賃金規定等共通化コース |
| ②障害者正社員化コース | ⑤賞与・退職金制度導入コース |
| ③賃金規定等改定コース | ⑥社会保険適用時処遇改善コース |
| ⑦短時間労働者労働時間延長支援コース | |

<支援内容> ※賃金規定等改定コースの場合
有期雇用労働者等の基本給を定める賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用した事業主に対して、右記の額の助成を行います。

3%以上4%未満	4万円	5%以上6%未満	6万5,000円
4%以上5%未満	5万円	6%以上	7万円

詳しくはこちら



問合せ先 都道府県労働局

※助成額は令和7年度の内容です

IT導入補助金

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策のための ITツール等の導入を支援します。

拡充!

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に
対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限: 最大450万円

補助率: 1/2～4/5

詳しくはこちら



問合せ先

サービス等生産性向上IT導入支援事業コールセンター:
0570-666-376

中小企業省力化投資補助金(一般型) ものづくり補助金

人手不足に悩む中小企業等に対して、事業内容に合わせて多様な設備やシステムが導入により、省力化投資を後押しします。

拡充!

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に
対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限: 最大1億円 ※従業員数による
補助率: 1/3～2/3

詳しくはこちら



問合せ先

中小企業省力化投資補助
事業 コールセンター:
0570-099-660

生産性向上に資する革新的な新製品・新サービス開発を行う中小企業等の設備投資等を支援します。

拡充!

- 最低賃金引上げ特例を「改定後の地域別最低賃金未満」に拡充し、該当事業者に
対する加点も実施。
- 事業場内最低賃金を一定額(※)以上引き上げた事業者に対する加点も新設。

※令和7年度最低賃金改定において示された全国目安

補助上限: 最大4,000万円

補助率: 1/2～2/3

詳しくはこちら



問合せ先

ものづくり補助金事務局サポート
センター: 050-3821-7013

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

コース区分	助成上限額	
	基本部分	賃上げ加算
業種別課題対応コース(※1)	25～550万円	
労働時間短縮・年休促進支援コース	25～500万円	6～360万円(※2)
勤務間インターバル導入コース	50～120万円	

(※1)建設業の場合

(※2)労働者数30人以下の場合は倍額を加算

(※3)別途団体向けのコースあり(助成上限額1,000万円)

詳しくはこちら



人材開発支援助成金

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円

詳しくはこちら



※訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金

人材確保のために雇用管理改善につながる制度等の導入や雇用環境の整備により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

区分	助成額(※1・2)
①賃金規定制度 ②諸手当等制度 ③人事評価制度	50万円(40万円)
④職場活性化制度 ⑤健康づくり制度	25万円(20万円)
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%(50%)

詳しくはこちら



(※1)括弧内の金額は、5%以上の賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2)①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は187.5万円(150万円)。

特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

小規模事業者持続化補助金

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓等の取組を支援します。

一般型・通常枠

補助上限:50万円(賃金引上げ特例:150万上乘せ)

補助率:2/3(賃金引上げ特例:赤字事業者は3/4)

問合せ先

<一般型・通常枠>

商工会地区補助金事務局HP

商工会議所地区補助金事務局HP

電話番号:03-6634-9307

詳しくはこちら



商工会地区



商工会議所地区

適正取引支援サイト

「中小受託取引適正化法(下請法)」や「価格交渉に関する講習会の案内、下請取引や価格交渉・価格転嫁に関する相談窓口の紹介、取引環境改善に向けた各種施策の紹介など、取引先との理想的な関係構築をサポートするためのコンテンツを提供しています。

詳しくはこちら



賃上げ促進税制

事業者が一定率以上の賃上げを実施した場合に、賃上げ額の一部を法人税などから税額控除できる制度です。

【令和6年4月1日以降に開始する事業年度に適用を受けたい場合】

全企業・中堅企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%を税額控除

中小企業

全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除

詳しくはこちら



成長加速化補助金

賃上げへの貢献、輸出による外需獲得、域内の仕入による地域経済への波及効果が大きい売上高100億円超を目指す中小企業の大胆な投資を支援します。

補助上限:最大5億円

補助率:1/2

要件:100億宣言を行っていること

投資額1億以上 他

詳しくはこちら



働き方改革や経営改善に向けた相談先

働き方改革推進支援センター

相談支援

コンサルティング

セミナー開催

労務管理等の専門家が
企業の「働き方改革」や賃金引き上げなどを無料で支援します！

- ◆ 専門家が来所・電話・メールによる相談を承ります。
- ◆ 専門家が企業への訪問、またはオンラインによるコンサルティングを実施します。
- ◆ 企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関する、働き方改革セミナーを開催しています。

詳しくはこちら



問合せ先 各都道府県の働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

中小企業・小規模事業者等が抱える経営課題に無料で相談対応します！

- ◆ 売上拡大や、資金繰り・事業再生等に関する経営改善等の経営相談に対応します。
- ◆ 地域の支援機関とのネットワークを活用して、経営課題に応じた的確な支援機関等を紹介します。

問合せ先

詳しくはこちら

各都道府県のよろず支援拠点



下請かけこみ寺

中小企業・小規模事業者等が抱える取引上のトラブルを専門の相談員や弁護士が解決に向けてサポートします。

全都道府県に設置

電話での御相談、
オンラインでの御相談、
対面での御相談が可能です！

- ◆ 相談無料
- ◆ 秘密厳守
- ◆ 匿名相談可能

問合せ先

詳しくはこちら

フリーダイヤル:0120-418-618
※お近くの「下請かけこみ寺」につながります。



適正な価格転嫁の実現に向けた取組

令和7年1月22日
公正取引委員会

今回の調査の背景

公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づき、令和4年1月26日に下請法運用基準を改正し、同年2月16日、公正取引委員会のウェブサイト上の「よくある質問コーナー（独占禁止法）」（独占禁止法Q&A）において、下記の①又は②に該当する行為が独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化。

独占禁止法Q&A（公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー（独占禁止法）」のQ20）

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
 - ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等が上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

- 上記の独占禁止法Q&Aに該当する行為が疑われる事案や価格転嫁の状況等の把握のため、令和4年度に「緊急調査」（令和4年度調査）を、令和5年度に「特別調査」（令和5年度調査）を実施。主な取組は次のとおり。
 - ✓ 書面調査及び立入調査を実施し、独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者に注意喚起文書を送付。
 - ✓ 令和5年度調査では、令和4年度に注意喚起文書送付の対象となった発注者4,030名及び事業者名公表の対象となった13名に対しフォローアップ調査を実施。
 - ✓ 令和5年度調査の結果、原材料価格やエネルギーコストと比べて労務費の転嫁が進んでいない結果となったことを踏まえ、**令和5年11月29日に、内閣官房と公正取引委員会との連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（労務費転嫁交渉指針）を策定・公表。**
 - ✓ 内閣官房は、事業所管省庁に対して業界団体へ労務費転嫁交渉指針の徹底と取組状況のフォローアップの実施を促すよう要請。公正取引委員会は、全国で企業向け説明会を実施し、都道府県及び各種団体と連携して労務費転嫁交渉指針を周知。

労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の状況等の把握を目的として
「**令和6年度 価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査**」（令和6年度調査）を実施。

令和6年度価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査の概要②

令和6年度調査の概要

【通常調査（書面）】（対象事業者数 110,000名）

- ・ 受注者・発注者の双方の立場での回答を求める調査。
- ・ 令和5年度調査の結果、コストに占める労務費の割合が高いこと又は労務費の上昇分の価格転嫁が進んでいないことが判明した「労務費重点21業種」を含む43業種が対象。
- ・ 労務費転嫁交渉指針のフォローアップや価格転嫁の円滑化の取組の状況等を調査。

【令和5年度調査における注意喚起対象8,175名に対するフォローアップ調査（書面）】

- ・ 注意喚起対象8,175名について価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査。

【事業者名公表10名に対するフォローアップ調査】

- ・ 令和5年度に事業者名公表の対象となった10名（事業者名公表10名）について、価格転嫁円滑化の取組の状況等を調査（9ページ参照）。

【労務費転嫁交渉指針に基づく積極的な取組に関する調査】

- ・ 労務費転嫁交渉指針を認知し、同指針に沿った取組を行っている発注者及び受注者87名から、他の事業者の参考となる取組事例を聴取。

書面調査の結果を踏まえた立入調査
(369件実施)

- 労務費転嫁交渉指針を知っていたと回答した発注者のうち同指針に沿った行動をしていなかった9,388名に、注意喚起文書を送付（5ページ参照）。

- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者6,510名に、注意喚起文書を送付（8ページ参照）。

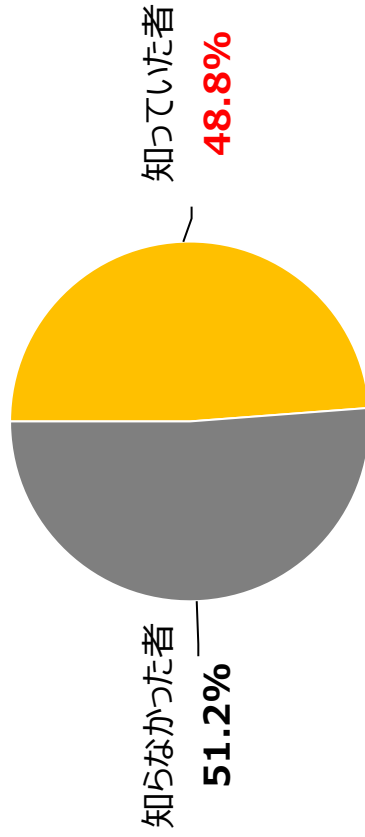
- 労務費転嫁交渉指針上の発注者及び受注者が採るべき行動ごとに、他の事業者の参考となる取組を紹介。

＜受注者における取組事例＞ ①都道府県労働局に赴き、価格交渉の際に活用できる数値・資料等について相談した上で、価格改定の依頼文書に最低賃金の引上げ状況を盛り込み、発注者と交渉を行った、②交渉時に発注者に対して労務費転嫁交渉指針を提示し、積極的に労務費転嫁の要請を行うなどし、交渉の結果、取引価格の引上げが実現した 等

労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果①

- 労務費転嫁交渉指針の認知度について、「知っていた者」は約50%と道半ば。他方、労務費転嫁交渉指針を知っている事業者の方が、価格交渉において、労務費の上昇を理由とする取引価格の引上げが実現しやすい傾向がみられる。

《労務費転嫁交渉指針の認知度》（注1）

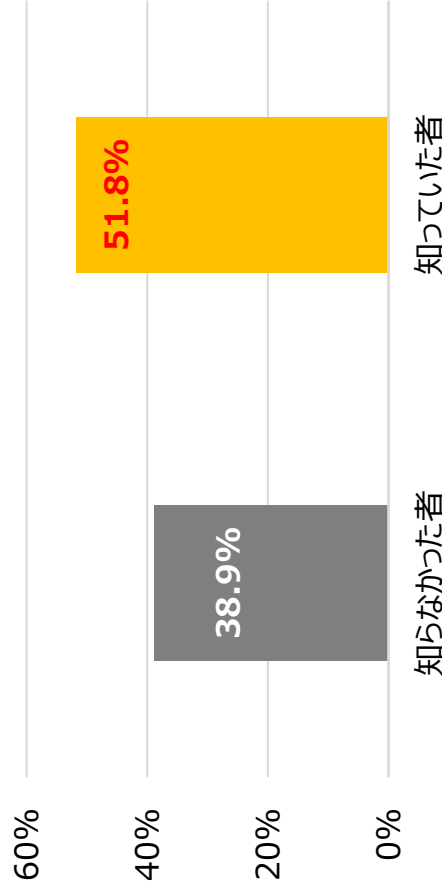


（注1）発注者・受注者の立場を問わず、労務費転嫁交渉指針について「知っていた」か否かの割合。

- ✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を都道府県別にみると、
東京都、神奈川県、愛知県、栃木県及び大分県では50%を超え、青森県、岩手県、和歌山県及び沖縄県では40%を下回っており、地域ごとに差がある。
- ✓ 労務費転嫁交渉指針の認知度を業種別（注2）にみると、
上位5業種は、放送業（74.1%）、輸送用機械器具製造業（67.0%）、石油製品・石炭製品製造業（60.5%）、鉄鋼業（59.9%）及び情報通信機械器具製造業（59.6%）
下位5業種は、酪農業・養鶏業（農業）（27.5%）、自動車整備業（29.4%）、飲食料品小売業（30.2%）、印刷・関連連業（35.2%）及び家具・装備品製造業（36.1%）

（注2）下線の業種は労務費重点21業種。

《労務費の上昇を理由として取引価格の引上げが行われた割合》（注3）



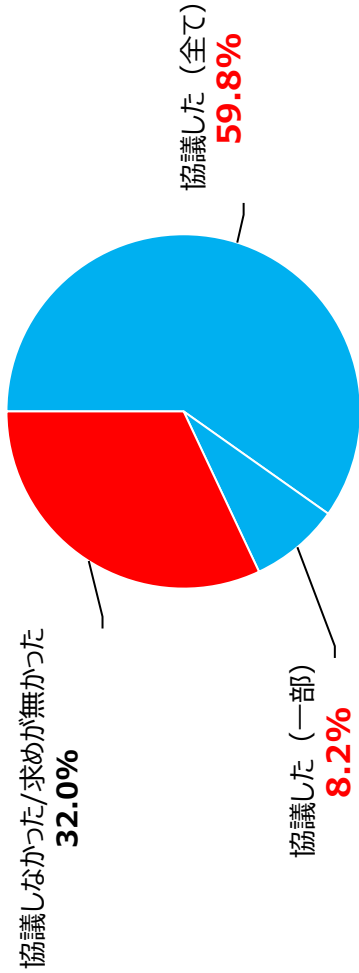
（注3）受注者の立場で、「労務費の上昇分として要請した額について、取引価格が引き上げられた」と回答した者の割合を、労務費転嫁交渉指針について「知っていた者」及び「知らなかった者」別に算出したもの。

- ✓ 取引価格が引き上げられたと回答した受注者の割合を労務費転嫁交渉指針の認知・不知別にみると、知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より12.9ポイント高い。
- ✓ 労務費重点21業種のほとんど全てにおいても同様に、労務費転嫁交渉指針を知っていた者の同割合が知らなかった者の同割合より高い。

労務費転嫁交渉指針のフォローアップの結果②

- 労務費に係る価格協議は、多くの取引について行われるようになっている。
- 労務費の転嫁率は令和5年度調査より上昇している。他方、労務費の転嫁率の状況をサプライチェーンの段階別にみると、製造業者等から一次受注者、一次受注者から二次受注者等と段階が遡るほど、労務費の転嫁率は低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。

《労務費に係る価格協議の状況》（注1）



✓ 全ての商品・サービスについて価格協議をした割合は59.8%（一部の商品・サービスについて価格協議をした場合も含めると68.0%）。

（注1）発注者の立場で、受注者からの労務費上昇を理由とした取引価格の引き上げの求めに応じて、価格協議をしたか否かの割合。

《コスト別の転嫁率》（注2）

（受注者の価格転嫁の要請額に対して引き上げられた金額の割合）

コスト種別	令和5年度調査	令和6年度調査
労務費	45.1%	62.4% (17.3% [※] 上昇)
原材料価格	67.9%	69.5% (1.6% [※] 上昇)
エネルギーコスト	52.1%	65.9% (13.8% [※] 上昇)

（注2）この転嫁率は、受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すものであるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく、上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額に抑えられている可能性があることに留意する必要がある。

《サプライチェーンの段階別の労務費の転嫁率》（注2）

サプライチェーンの段階	令和5年度調査	令和6年度調査
需 要 者 ⇒ 製造業者等	47.7%	66.5% (18.8% [※] 上昇)
製造業者等 ⇒ 一次受注者	44.8%	61.0% (16.2% [※] 上昇)
一次受注者 ⇒ 二次受注者	39.3%	56.1% (16.8% [※] 上昇)
二次受注者 ⇒ 三次受注者	35.4%	49.2% (13.8% [※] 上昇)

労務費転嫁交渉指針に係る注意喚起文書の送付

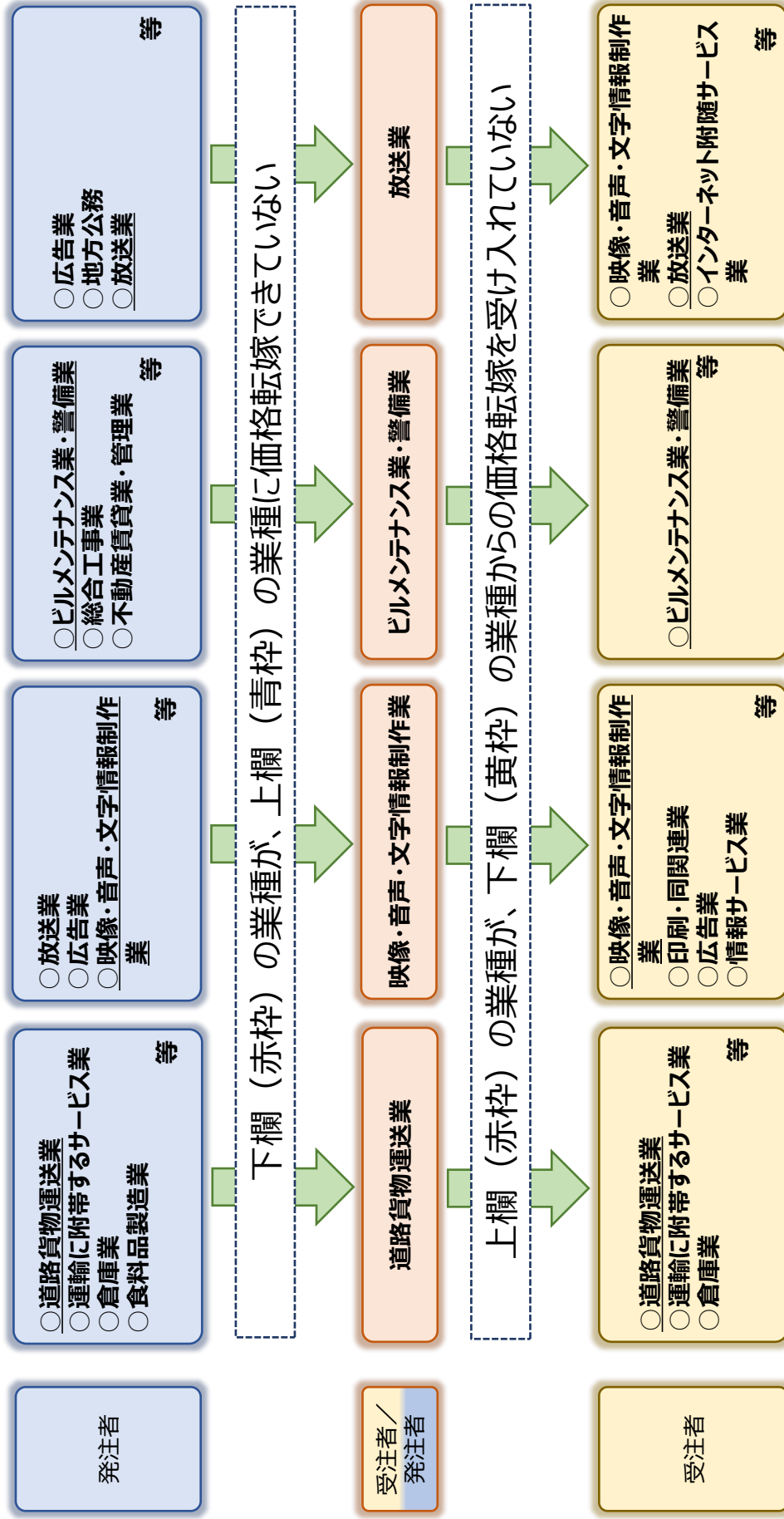
- 労務費転嫁交渉指針を知っていたと回答した発注者のうち、発注者としての行動及び発注者・受注者共通の行動のうち一つでも指針に沿った行動を採らなかった**発注者9,388名に対し、労務費転嫁交渉指針に係る注意喚起文書を送付。**
- 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順）。

業種名	件数	業種名	件数	業種名	件数
情報サービス業	728	飲食料品卸売業	248	飲食料品小売業	122
協同組合	482	窯業・土石製品製造業	235	非鉄金属製造業	121
総合工事業	434	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	231	不動産取引業	114
機械器具卸売業	420	運輸に附帯するサービス業	175	倉庫業	113
金属製品製造業	414	業務用機械器具製造業	165	各種商品小売業	103
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	390	電子部品・デバイス・電子回路製造業	165	各種商品卸売業	99
輸送用機械器具製造業	379	放送業	159	情報通信機械器具製造業	97
生産用機械器具製造業	372	映像・音声・文字情報制作業	158	自動車整備業	78
道路貨物運送業	346	パルプ・紙・紙加工品製造業	155	家具・装備品製造業	75
技術サービス業	344	鉄鋼業	155	石油製品・石炭製品製造業	75
電気機械器具製造業	335	印刷・同関連業	153	医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）	59
化学工業	317	不動産賃貸業・管理業	152	インターネット附随サービス業	55
はん用機械器具製造業	295	機械器具小売業	136	通信業	41
食料品製造業	286	広告業	128	酪農業・養鶏業（農業）	21
				その他の業種	258

注 1 は、労務費重点21業種（ビルメンテナンス業・警備業は2業種としてカウント）。

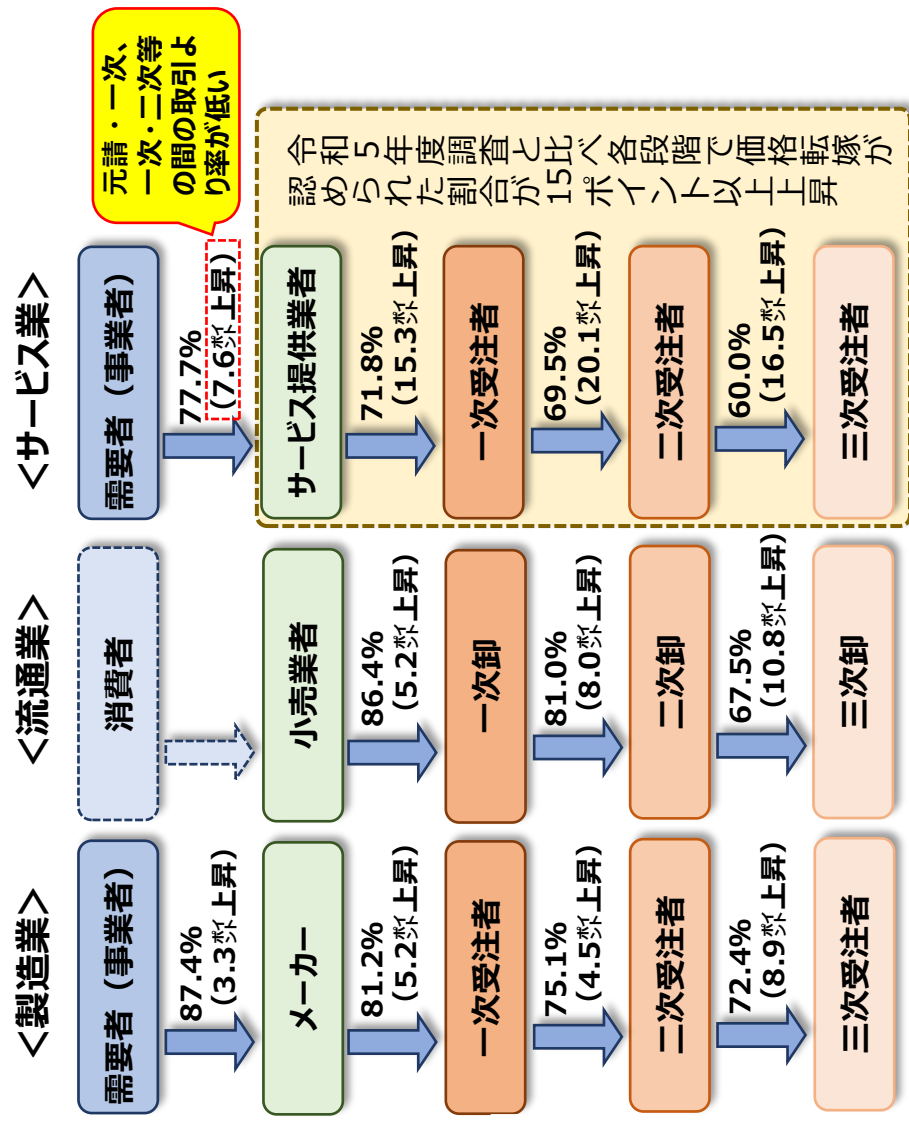
注 2 業種名は、原則として日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）上の中分類による。ただし、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

価格転嫁が円滑に進んでいない業種のサプライチェーンの例



これらのサプライチェーンにおいては多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがわかる。

価格転嫁を要請した商品・サービスの数の7割以上に
ついて価格転嫁が認められた割合



改善された点

- 令和5年度調査と比較して、各サプライチェーンの各取引段階において、価格転嫁を要請した商品・サービスの7割以上の価格転嫁が認められた割合が上昇。
- サービス業のサプライチェーンでは、サービス提供者（元請）から三次受注者までの各段階で15ポイント以上上昇し、コスト構造に占める労務費の割合が高いサービス業において、令和5年度調査では低調であった価格転嫁が改善。

課題

- サービス提供者（元請）と需要者（事業者）との関係では7.6ポイントの上昇にとどまる。
- サービス提供者（元請）や各段階の事業者が受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となる、サービス提供者（元請）から需要者（事業者）への価格転嫁が十分に進んでいない可能性がある。

注 各段階の事業者が、受注者の立場で価格転嫁を要請した商品・サービスの数に対して、取引価格が引き上げられた商品・サービスの数の割合について、7割以上（「全て」又は「多く（7割～9割程度）」と回答した割合）

独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書の送付

- 独占禁止法Q&Aに該当する行為が認められた発注者6,510名に対し、独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書を送付。
- 通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付対象者数の割合は、令和4年度調査21.2%→令和5年度調査14.7%→令和6年度調査13.3%と低下傾向。
- 調査対象43業種ごとの送付件数は下表のとおり（件数の多い順）。

業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ	業種名	通常調査	フォローアップ
情報サービス業	399	221	技術サービス業	92	36	倉庫業	55	5
協同組合	310	188	不動産賃貸業・管理業	90	76	広告業	49	39
総合工事業	179	81	運輸に附帯するサービス業	89	4	非鉄金属製造業	44	24
機械器具卸売業	177	111	はん用機械器具製造業	88	46	情報通信機械器具製造業	39	18
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	176	98	印刷・同関連業	85	38	各種商品卸売業	38	12
金属製品製造業	161	84	電子部品・デバイス・電子回路製造業	82	35	各種商品小売業	35	20
生産用機械器具製造業	159	96	映像・音声・文字情報制作業	80	62	インターネット附随サービス業	35	0
化学工業	157	82	業務用機械器具製造業	75	30	不動産取引業	33	19
食料品製造業	156	80	ビルメンテナンス業・警備業（その他の事業サービス業）	72	65	医薬品卸売業・医療用品卸売業（その他の卸売業）	32	27
電気機械器具製造業	150	54	機械器具小売業	71	65	通信業	30	0
窯業・土石製品製造業	137	38	鉄鋼業	65	27	家具・装備品製造業	26	8
飲食料品卸売業	135	78	飲食料品小売業	62	45	自動車整備業	25	17
道路貨物運送業	132	126	放送業	62	43	石油製品・石炭製品製造業	21	10
輸送用機械器具製造業	118	66	パルプ・紙・紙加工品製造業	60	30	酪農業・養鶏業（農業）	9	14
			その他の業種			63 139		

注 業種名は、原則として日本標準産業分類（令和5年7月告示 総務省）上の中分類による。ただし、「不動産賃貸業・管理業」については小分類の「貸家業、貸間業」及び「駐車場業」を除外、「その他の事業サービス業」については細分類の「ビルメンテナンス業」及び「警備業」のみ対象、「不動産取引業」については小分類の「不動産代理業・仲介業」を除外、「その他の卸売業」については細分類の「医薬品卸売業」及び「医療用品卸売業」のみ対象、「農業」については細分類の「酪農業」及び「養鶏業」のみ対象。

事業者名公表10名に対するフォローアップ調査の結果

- 事業者名公表10名は、進捗の程度に差はあるものの、いずれも価格転嫁円滑化の取組により全体としては価格転嫁円滑化を相当程度進めており、相当数の受注者との間で協議を経ずに取引価格を据え置いている状況は解消。

【事業者名公表10名の主な取組】

- ✓ 令和6年1月頃以降、経営トップの了承の下で価格転嫁円滑化の取組方針を策定又は改定して受注者に当該取組方針を周知し、順次、受注者に対し、価格転嫁の要望があれば協議に応じる旨を呼び掛けている。
- ✓ 令和5年度調査において問題につながるおそれのある事例がみられた、「スポット取引」であることを理由とした取引先受注者との関係については、見積りを依頼する際にコスト上昇分を見積価格に反映するよう呼び掛けたり、見積りの都度価格協議を実施したりしていた。
- ✓ 価格協議の結果、取引価格を据え置いたり、引き下げたりした事例はほとんどみられなかった。
- ✓ 事業者名公表10名のほとんどは、受注者との価格交渉の記録を受注者と共有していた。

【受注者から寄せられた声】

＜事業者名公表10名による取組に関する声＞

- ◎ 発注者から価格協議の場を設ける旨の連絡があり、価格協議が開始された
- ◎ 昨今の労務費上昇を反映させるために協議を申し入れ、春季労使交渉の妥結額等をエビデンスとして提出し、要望どおり転嫁が認められた
- ◎ 労務費や原材料価格高騰に伴うコストアップに対応するため、今年に入ってから価格協議を申し入れ、要望した金額で快諾された など

＜問題を指摘する声＞

- × 価格協議の際に多数のエビデンスの提出を求められ、協議が引き延ばされる
- × 価格協議の呼び掛けがあり労務費上昇を示す資料を提出して協議を行ったが、飽くまで現状維持との回答で取引価格が据え置かれている
- × 原材料価格高騰のため転嫁を要請しているが回答はなく、代替案の提示もなく、サプライヤーがコスト増加分を負担せざるを得ない など

- 問題を指摘された事業者にあつては、経営トップから価格協議の担当部門までの事業者全体としての価格転嫁円滑化の取組方針の徹底や本社等による取組の進捗状況の把握・管理の実施（ガバナンスの改善）が求められる。
- 受注者のコスト上昇が明らかであるにもかかわらず、協議したこのみをもって合理的な理由なく取引価格を据え置くことは適切ではなく、受注者・発注者の双方がお互いに納得するまで協議することが望ましい。

令和6年度調査で明らかとなった課題と今後の取組

明らかとなった課題

- 労務費転嫁交渉指針の認知度が約50%にとどまっているところ、同指針を知らなかった事業者において労務費の価格転嫁が低調である。
- 労務費の転嫁率は、サブプライチェーンの段階が逆るほど低くなり、価格転嫁が十分に進んでいない。
- サービス業のサブプライチェーンにおいて、サービス提供者（元請）や各段階の受注者がその先の取引先受注者からの価格転嫁を受け入れるための原資となるサービス提供者（元請）から需要者（事業者）への価格転嫁が十分に進んでいない状況がうかがわれる。
- 通常調査の回答者数に占める注意喚起文書送付件数の割合の低下が緩やかになっており、依然として協議を経ずに取引価格を据え置いている発注者が存在する。

今後の取組

【労務費転嫁交渉指針及び独占禁止法Q&Aの普及・啓発】

- 令和6年度調査の結果、労務費転嫁交渉指針の認知度は約50%であったことなどを踏まえ、より一層の労務費の転嫁円滑化が促進するよう、事業所管省庁とも連携し、地方版政労使会議の機会も活用しながら同指針を更に周知。あわせて、他のコストの転嫁円滑化も促進するよう、独占禁止法Q&Aの考え方も周知。

【独占禁止法Q&Aに係る注意喚起文書送付の対象となった発注者及び事業者名公表10名への対応】

- 注意喚起対象8,175名のうち再度注意喚起文書送付の対象となった発注者2,357名に対し、個別に、独占禁止法Q&Aや労務費転嫁交渉指針の考え方を説明し、改めて注意を喚起。そのうち、令和4年度調査から3年度連続で受注者との協議を経ずに取引価格を据え置いていたと回答し注意喚起文書送付の対象となった発注者63名について、追加で立入調査を実施。また、令和6年度調査で注意喚起文書送付の対象となった発注者（独占禁止法Q&A関係6,510名及び労務費転嫁交渉指針関係9,388名）に対し、令和7年度に実施する価格転嫁円滑化の取組に資するよう、フォローアップ調査の結果等を個別に説明。
- 事業者名公表10名について、今後の価格転嫁円滑化の取組に資するよう、フォローアップ調査の結果等を個別に説明。

【事業者名の公表に係る方針に基づく個別調査の実施】

- 「価格転嫁円滑化に関する調査の結果を踏まえた事業者名の公表に係る方針について」（令和5年11月8日公表）に基づき、相当数の取引先について協議を経ない取引価格の据置き等が確認された場合は、独占禁止法第43条の規定に基づきその事業者名を公表する方針で、個別調査を実施中。

【労務費転嫁交渉指針及び価格転嫁円滑化に関する調査の継続実施】

- 令和6年度調査において、労務費転嫁交渉指針を認知しているにもかかわらず同指針に沿った行動を採っていない発注者が相当数みられたことから、令和7年度においても、同指針のフォローアップや労務費の上昇分の価格転嫁の状況等について調査を実施。

【優越的地位の濫用行為等に対する厳正な法執行】

- 労務費重点21業種や、多重委託構造が存在し、かつ、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる業種について、積極的に端緒情報を収集するとともに違反被疑事件の審査等を行い、独占禁止法や下請法上問題となる事案については、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告等の厳正な法執行を行う。

【適切な価格転嫁のサブプライチェーン全体での定着（事業所管省庁との連携等による下請法執行強化）】

- 新たな商慣習としてサブプライチェーン全体での適切な価格転嫁を定着させるため、下請法について、コスト上昇局面における取引価格の据置きや荷主・物流事業者間の取引への対応の在り方、事業所管省庁と連携した執行強化のための当該省庁の指導権限の追加等に関し、改正を検討して早期の国会提出を目指す。

(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針①

本指針 の性格

- ✓ 労務費の転嫁に関する事業者の**発注者・受注者の双方の立場からの行動指針**。
- ✓ 労務費の適切な転嫁のため、発注者及び受注者がこの行動指針に沿った行為を行うことが必要。
- ✓ 本指針に記載の1 2の行動指針に沿わないような行為をすることにより、**公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会において独占禁止法及び下請代金法に基づき厳正に対処**することを明記。
- ✓ 他方で、**記載された発注者としての行動を全て適切に行っている場合、通常は独占禁止法及び下請代金法上の問題が生じない旨**を明記。

発注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：本社（経営トップ）の関与

①労務費の上昇分について取引価格への転嫁を受け入れる**取組方針を具体的に経営トップまで上げて決定**すること、②経営トップが同方針又はその要旨などを書面などを形に残る方法で**社内外に示す**こと、③その後の**取組状況を定期的に経営トップに報告**し、必要に応じ、経営トップが更なる対応方針を示すこと。

★行動②：発注者側からの定期的な協議の実施

受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回など**定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設ける**こと。**特に長年価格が据え置かれてきた取引や、スポット取引と称して長年同じ価格で更新されているような取引**においては協議が必要であることに**留意が必要**である。

協議することなく長年価格を据え置くことや、スポット取引とはいえないにもかかわらずスポット取引であることを理由に協議することなく価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用又は下請代金法上の買いたたきとして問題となるおそれがある。

★行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること

労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、**公表資料（最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率など）に基づくものとし、受注者が公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠のあるものとして尊重**すること。

★行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

労務費をはじめとする価格転嫁に係る交渉においては、**サプライチェーン全体での適切な価格転嫁による適正な価格設定を行うため、直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識**して、そのことを受注者からの**要請額の妥当性の判断に反映**させること。

★行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと

受注者から労務費の上昇を理由に**取引価格の引上げを求められた場合には、協議のテーブルにつく**こと。労務費の転嫁を求められたことを理由として、**取引を停止するなど不利益な取扱いをしない**こと。

★行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること

受注者からの申入れの巧拙にかかわらず**受注者と協議を行い、必要に応じ労務費上昇分の価格転嫁に係る考え方を提案**すること。

(参考) 労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針②

受注者として採るべき行動／求められる行動

★行動①：相談窓口の活用

労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。

★行動②：根拠とする資料

発注者との価格交渉において使用する根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの公表資料を用いること。

★行動③：値上げ要請のタイミング

労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。

★行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

★行動①：定期的なコミュニケーション

定期的にコミュニケーションをとること。

★行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

②勞務費轉嫁指針普及啓発動画

- 読者にも読者に



労務費転嫁指針の普及啓発動画を公開（令和6年11月）

④ 勞務費轉嫁指針等解説動画

- 

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

B to B取引における
**受注側企業の
みなさまへ**

☆

**取引改善の
ススメ!**



**公正取引委員会 事務総局
経済取引局 取引部 企業取引課**

受注側企業向けの解説動画を公開（令和6年11月）

厚生労働省
からの
お知らせ

「年収の壁・支援強化パッケージ」

パート・アルバイトで働く方が

「年収の壁」を意識せず

に働ける環境づくりを後押しします。



パート・アルバイトで働く方の「年収の壁」に対する意識

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組^(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

▶ この他に「配偶者手当への対応」もあり、各対応の詳細は裏面をご覧ください。

年収の壁突破・総合相談窓口

0120-030-045

(フリーダイヤル・無料)

受付時間 平日 8:30～18:15

(土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)はご利用いただけません。)

年収の壁に関する
厚生労働省HP



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

「106万円の壁」への対応

◆企業への支援【キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」】

詳細はこちら



労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどにより、壁を意識せず働ける環境づくりを行う企業を後押しするコースの新設。

(1) 手当等支給メニュー

(2) 労働時間延長メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当)	1年目 20万円
② 賃金の 15%以上を追加支給 (社会保険適用促進手当) 3年目以降、③の取組	2年目 20万円
③ 賃金の 18%以上を増額	3年目 10万円

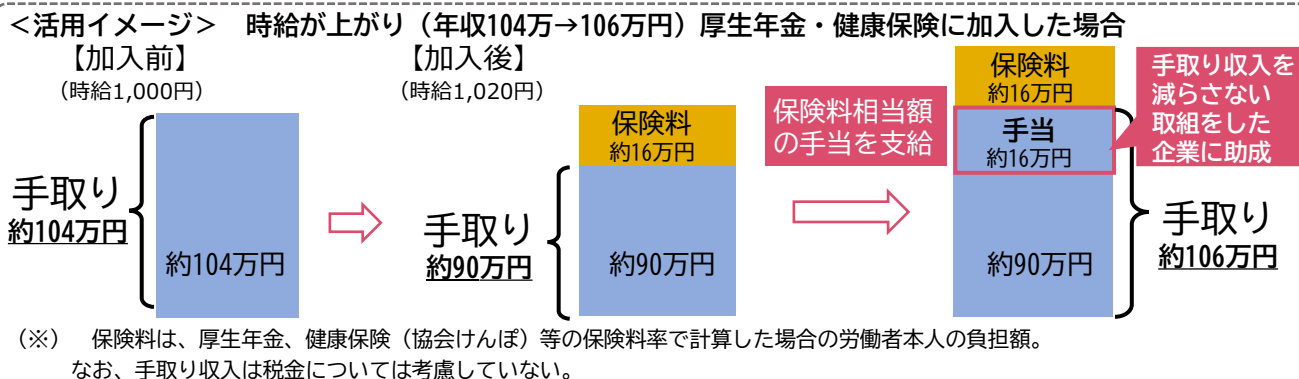
週所定労働 時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ 1年目に(1)の取組による助成(20万円)を受けた後、2年目に(2)の取組による助成(30万円)を受けることが可能。

◆社会保険適用促進手当

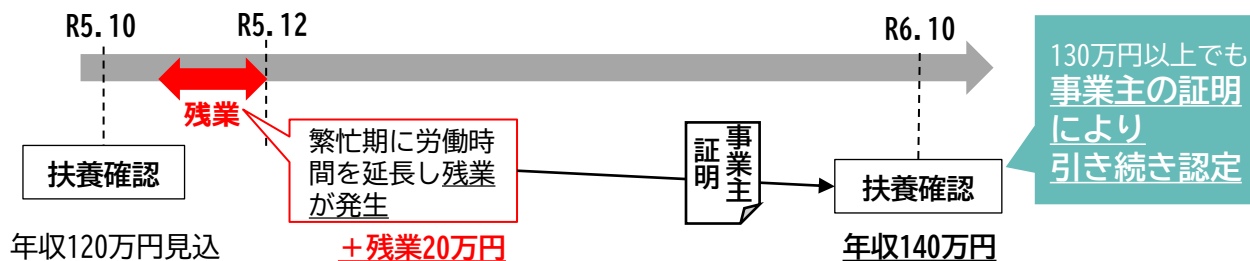
事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合
は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定対象としません。



「130万円の壁」への対応

◆事業主の証明による被扶養者認定の円滑化

(例) 毎月10万円で働くパートの方が残業により一時的に収入増になった場合



配偶者手当への対応

詳細はこちら



企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等
わかりやすい資料を作成・公表しました。

令和7年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	目安差額	発効日（予定）（※2）
北海道	B	63	1,075（1,010）	65	+2	2025年 10月4日
青 森	C	64	1,029（953）	76	+12	2025年 11月21日
岩 手	C	64	1,031（952）	79	+15	2025年 12月1日
宮 城	B	63	1,038（973）	65	+2	2025年 10月4日
秋 田	C	64	1,031（951）	80	+16	2026年 3月31日
山 形	C	64	1,032（955）	77	+13	2025年 12月23日
福 島	B	63	1,033（955）	78	+15	2026年 1月1日
茨 城	B	63	1,074（1,005）	69	+6	2025年 10月12日
栃 木	B	63	1,068（1,004）	64	+1	2025年 10月1日
群 馬	B	63	1,063（985）	78	+15	2026年 3月1日
埼 玉	A	63	1,141（1,078）	63	±0	2025年 11月1日
千 葉	A	63	1,140（1,076）	64	+1	2025年 10月3日
東 京	A	63	1,226（1,163）	63	±0	2025年 10月3日
神奈川	A	63	1,225（1,162）	63	±0	2025年 10月4日
新 潟	B	63	1,050（985）	65	+2	2025年 10月2日
富 山	B	63	1,062（998）	64	+1	2025年 10月12日
石 川	B	63	1,054（984）	70	+7	2025年 10月8日
福 井	B	63	1,053（984）	69	+6	2025年 10月8日
山 梨	B	63	1,052（988）	64	+1	2025年 12月1日
長 野	B	63	1,061（998）	63	±0	2025年 10月3日
岐 阜	B	63	1,065（1,001）	64	+1	2025年 10月18日
静 岡	B	63	1,097（1,034）	63	±0	2025年 11月1日
愛 知	A	63	1,140（1,077）	63	±0	2025年 10月18日
三 重	B	63	1,087（1,023）	64	+1	2025年 11月21日
滋 賀	B	63	1,080（1,017）	63	±0	2025年 10月5日
京 都	B	63	1,122（1,058）	64	+1	2025年 11月21日
大 阪	A	63	1,177（1,114）	63	±0	2025年 10月16日
兵 庫	B	63	1,116（1,052）	64	+1	2025年 10月4日
奈 良	B	63	1,051（986）	65	+2	2025年 11月16日
和歌山	B	63	1,045（980）	65	+2	2025年 11月1日
鳥 取	C	64	1,030（957）	73	+9	2025年 10月4日
島 根	B	63	1,033（962）	71	+8	2025年 11月17日
岡 山	B	63	1,047（982）	65	+2	2025年 12月1日
広 島	B	63	1,085（1,020）	65	+2	2025年 11月1日
山 口	B	63	1,043（979）	64	+1	2025年 10月16日
徳 島	B	63	1,046（980）	66	+3	2026年 1月1日
香 川	B	63	1,036（970）	66	+3	2025年 10月18日
愛 媛	B	63	1,033（956）	77	+14	2025年 12月1日
高 知	C	64	1,023（952）	71	+7	2025年 12月1日
福 岡	B	63	1,057（992）	65	+2	2025年 11月16日
佐 賀	C	64	1,030（956）	74	+10	2025年 11月21日
長 崎	C	64	1,031（953）	78	+14	2025年 12月1日
熊 本	C	64	1,034（952）	82	+18	2026年 1月1日
大 分	C	64	1,035（954）	81	+17	2026年 1月1日
宮 崎	C	64	1,023（952）	71	+7	2025年 11月16日
鹿児島	C	64	1,026（953）	73	+9	2025年 11月1日
沖 縄	C	64	1,023（952）	71	+7	2025年 12月1日
全国加重平均			1,121（1,055）	66	+3	-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 発効日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有